

医療機関への適正受診と日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度のお知らせ

問／こども未来課 ☎463-2834

医療機関への適正受診のお願い —ジェネリック医薬品の使用にご協力をお願いします—

○医療費の増加を抑制する必要性

こども医療費助成制度は県と市の財源で実施しており、今後も制度を安定的に運営するため、医療費の増加をできるだけ抑制することが求められています。こうしたことから、ジェネリック医薬品の使用を進める必要があります。皆様のご協力が不可欠です。

軽い症状に関わらず、休日や夜間に病院の救急外来を受診する、いわゆる『コンビニ受診』が増えています。このため、緊急の重症患者さんの治療に支障を来したり、病院・医師への過度の負担、医療費の増大などの問題が起こっています。また、同じ病気でいくつもの病院を受診する『はしご受診』が増え、検査の重複による身体への負担や薬の重複による副作用の危険もあります。

救急医療を本当に必要としている方が、安心して医療を受けられるように、また、お子さんの体への過度の負担や薬による副作用を回避できるように、医療機関の適正受診へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ジェネリック(後発医薬品)とは

新薬(先発医薬品)の特許が切れてから発売され、同じ有効成分・同等の効き目を有していますが、開発費が抑えられているため、新薬と比較して価格が安い医薬品です。さらに、新しい技術で飲みやすさ・使用感が改良されたものもあります。

たとえば…苦みを少なくする、水なしでも飲める、飲みやすさの改良、室温保存を可能にするなど、保存性の向上など工夫が施されているものもあります。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

公立保育園、小・中学校(以下「各施設」といいます)の管理下での負傷、傷病によって通院・入院し、初診から治療までの自己負担額が1,500円以上ある場合は、各施設で加入の「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が適用されます。医療機関を受診する際は、その旨を申し出て「こども医療費受給資格証(ひとり親家庭等医療費受給者証)」は提示しないようお願いします。

なお、手続きの詳細は各施設の担当者へご相談ください。また、私立の保育園・幼稚園、小・中学校や高等学校に通われている場合は、制度に加入しているかどうかを各施設にお問い合わせください。

◆災害共済給付の対象および給付額◆

制度名	給付割合	期間	死亡・障害見舞金
日本スポーツ振興センター災害共済給付	4割(見舞金含む)	初診から最長10年	あり
こども医療費	2割(未就学児) 3割(小学生以上)	通院: 中学校卒業まで 入院: 高校生等(※1)まで 医療機関への支払いから5年以内	なし
ひとり親家庭等医療費	2割(未就学児) 3割(小学生以上)	通院・入院ともに 18歳到達後最初の3月31日まで(※2) 医療機関への支払いから5年以内	なし

※1 高校生等…在学の有無にかかわらず、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでのお子さん(保護者等の被扶養者に限る)

※2 お子さんに一定以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日までとなります。

パパ・ママ応援ショップ優待カードのスマートフォンアプリをご利用ください

～現在のカードは、3月末日で有効期限が満了となります～

県公式スマホアプリ「ポケットブックまいたま」アプリから「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」を取得すれば、改めて窓口にお越しただいで新しいカードを入手する必要がなくなります。更新の手間が不要なアプリ版をぜひご利用ください。

対象/18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども

(県内在住、在園または在学のいずれか) または妊娠中の人がいる世帯

利用方法/①右のQRコードから「ポケットブックまいたま」アプリをダウンロードします。

②アプリ内で「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」を取得します。

③登録した優待カード画面を協賛店で提示してください。



ダウンロードQR

現在のカードは有効期限が3月末日までです。有効期限切れのカードでは協賛店の特典を受けられなくなります。

新しいカードを希望する方には、こども未来課、内間木支所、各出張所の窓口で3月11日(月)から配布します。

問／こども未来課 ☎463-2930、埼玉県少子政策課 ☎048-830-3343